

「富大経済論集」発行に関する申し合わせ事項

(平成 30 年 7 月 11 日教授会報告)

富山大学経済学部

富山大学経済学部は、以下の規定に従って本学部紀要を発行する。

1. 名称・発行の目的・発行主体・発行回数

- (1) 名称：本学部紀要の名称は、富大経済論集（ふだいけいざいろんしゅう）とする。
- (2) 発行の目的：富大経済論集発行の目的は、富山大学経済学部・経済学研究科における経済・経営・法律を中心とする社会科学及びその関連分野の研究の成果である未発表の業績を掲載し、研究者間の学术交流、研究の活性化を促すこととする。
- (3) 発行主体：発行主体は経済学部であり、発行人は経済学部、編集人は編集委員会とする。
- (4) 発行回数：発行月を、7月・12月・3月とし、1年度に3回発行する。

2. 本紀要に投稿できる者

- (1) 富山大学経済学部・経済学研究科教員であって、富大経済論集研究会会員である者は、富大経済論集に投稿することができる。富大経済論集研究会会員については別途定める。
- (2) 富大経済論集研究会会員以外の教職員、退職及び転出教員、大学院生、学生等の投稿については、学部長が編集委員会の意見を聴いて許可後、研究会報告を行い、掲載の可否は編集委員会の意見を聴いて学部長が定める。

3. 本紀要の掲載内容

- (1) 本紀要の発行目的に合致した学術論文、研究ノート、判例評釈および資料等。
- (2) 編集委員会が特に依頼した原稿。
- (3) 富山大学経済学部・経済学研究科教員以外の者の原稿については、以下に限り掲載することができる。
 - ① 富大経済論集研究会会員との共同執筆による原稿。
この場合、執筆者の順序（ファースト・オーサー）の決定は、執筆者に委ねる。
 - ② 退職記念号および追悼記念号については、関係者による原稿。
 - ③ 「富大経済論集」掲載論文への批判論文。
- (4) 掲載希望論文の編数が多い場合、編集委員会の協議により、その一部を次号に回すことができる。

4. 編集委員会の構成と権限

- (1) 編集委員会の構成
研究支援委員会が編集委員会を構成する。各学科から2名、計6名。
うち委員長1名を互選。
- (2) 編集委員会の権限
 - ① 編集委員会は富大経済論集の編集権を有する。
 - ② 編集権の内容は、投稿原稿の縦覧、掲載の可否決定、修正の要求及び原稿の依頼等である。
 - ③ 2の(2)の原稿の掲載の可否の判断については、原則として内部査読による。
 - ④ 編集に際しては、公正に配慮し、アカデミック・ハラスメントにならないよう十分留意する。
- (3) 富大経済論集研究会
 - ① 編集委員会は富大経済論集研究会を運営する。

- ② 富大経済論集研究会の会員は、富山大学経済学部教員及び経済学研究科教員とする。
ただし、大学院経済学研究科教員でない者で採用または昇任の際に業績審査委員会が設置されなかった者を除く。
- ③ 投稿者は、原則として論文掲載前に、研究会で報告しなければならない。
- ④ 研究会会員以外の者は、学部長が編集委員会の意見を聴いて承認後研究会で報告することができる。

(4) 記念号の編集については、特別に編集委員会を設置できる。

5. 富大経済論集の体裁

(1) 富大経済論集の体裁は次のものである。

① 表紙

タイトル：富大経済論集・巻号・発行年月日・発行主体

② 目次（次の順に従い作成する。）

イ ジャンル（学術論文，研究ノート，判例評釈および資料等）

ロ 所属学科（経済，経営，経営法の順を毎号替える）・極東地域研究センター

ハ 執筆者については50音順を原則とする。

③ 掲載論文等

イ 掲載原稿は適切な分量でなければならない。

1回の掲載は、原則として刷り上り43頁（400字詰め100枚まで）とし、これを超えるものは次号以降に分割掲載する。

ロ 原則として、1人1編とする。

ハ キーワードおよび原稿提出年月日を付す。

④ 欧文目次

⑤ 執筆者紹介

⑥ 研究会会員名簿

⑦ 前号目次

⑧ 奥付

⑨ 裏表紙（欧文）

(2) 記念号については必要に応じて献辞，写真，経歴，業績目録等を付す。

6. 財源，発行部数・抜刷

(1) 財源は経済論集経費とする。

(2) 論集発行部数は作成時に残部が20部となる部数とする。執筆者は2部（合計3部）まで追加できる。

(3) 執筆者には、抜刷30部まで無料で配布する。それ以上の部数を希望する場合は、個人研究費で負担する。

(4) カラー印刷を希望する執筆者は、白黒印刷からカラー印刷への変更によって生じる増額分全額を個人研究費で負担する。

7. 著作権

執筆者が著作権者である。「富山大学学術情報リポジトリへの提供論文利用許諾要件」にしたがって、電子化された論文を公開する。

8. 執筆・編集の細目については、「執筆・編集マニュアル」を別に定める。

9. その他問題ある場合は、原則として、編集委員会の協議に付すものとする。